

第2回登別市下水道事業運営審議会議事録

開催日時

平成29年1月30日（月）午後2時

開催場所

登別市役所第二委員会室

出席者

委員8名（会長、副会長含む）

事務局

10名

1. 開会

（会長）

皆さん、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。第2回登別市下水道事業運営審議会を開催いたします。

前回の第1回審議会では、登別市の下水道事業の沿革などについて、事務局より情報提供いただいた後に、諮問事項である「下水道使用料の改定」について、使用料改定の背景、改定が必要となった理由、現時点における改定案について説明を受け、これに関して質疑を行いました。

その後、審議に必要となる資料について討議を行った結果、①収入と支出の状況をまとめた資料②超過料金について現状の3段階の水量区分を維持した場合の引き上げ資料③汚水処理原価の他市町村比較④支出削減に向けた取組に関する資料⑤収納率の他市町村比較⑥他の収益獲得策に関する他市町村事例について、本日の第2回審議会までに、事務局にて資料を用意することとなりました。

本日は、まずは用意された資料について事務局から説明を受け、これに関する質疑を行った後に、下水道使用料改定の是非などに関する審議に入ることにいたします。まずは、審議に先立って、議事録署名委員の選出を行います。

2. 議事録署名委員選出

(会長)

議事録署名委員につきましては、第1回審議会において、1回の会議ごとに五十音順で二名ずつお願いすることとなっております。

3. 資料説明及び質疑

(会長)

それでは会議次第3の資料説明及び質疑に移ります。前回の審議会で指示した資料について、1項目ずつ事務局より説明を受けた後に、これに関する質疑を行います。

それでは、事務局より、収入と支出の状況をまとめた「下水道事業の経営状況と今後の経営見通しについて」、「下水道使用料の改定について」、説明願います。皆様のお手元には、同名の資料があると思いますので、そちらをご覧ください。

(事務局)

それでは、事務局より、まずは収入と支出をまとめた資料として、「下水道事業の経営状況と今後の経営見通し」について説明させていただきます。なお、資料につきましては、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、スクリーンに資料を映し出しますので、そちらもご覧いただければと思います。

はじめに、現在の下水道事業の経営状況についてであります。これについては、平成27年度の決算を例にとって説明させていただきます。まずお示したのが、平成27年度の収支決算の状況となっております。その中身を説明いたしますと、収入が24.82億円に対して、支出が24.60億円となっており、平成27年度について見れば、収入と支出がほぼ均衡している状況にあります。差引としては、2,200万円程度のプラスとなっております。次にお示したのが、平成27年度における純利益の状況となっております。純利益とはどのようなものかと申しますと、民間企業では、最終的な儲けという言い方を良くいたしますが、さきほどお示した資金収支が、実際の現金の収支であるのに対して、純利益は、減価償却費など、現金の出入りを伴わない、理論的な収益、費用を積算し、逆に過去に借り入れた借金の元金返済金を加味しないものとなっております。この純利益、平成27年度の状況を見ると、収益17.64億円に対して、費用が17.57億円と、これについてもほぼ均衡しており、差引で言えば、700万円程度のプラスとなっております。

このように、平成27年度の状況で見ると、当市の下水道事業、収入と支出

がほぼ均衡した状況にあるわけですが、それでは、今後の経営見通しとしては、どのような状況になるのかについて、本年度策定した経営戦略を基に説明いたします。

はじめにお示ししたのが、平成29年度から40年度までの純利益の見通しです。ご覧いただくとわかるように、茶色で示した収益と青色で示した費用が、いずれの年度でも同程度であるのが見て取れます。それぞれの年度の収益と費用の差引を抜き出して折れ線グラフにしたのが次の表となっており、ご覧のように、いずれの年度でも、若干のプラスを確保できる見通しとなっております。

対して、平成29年度から40年度までの資金収支の見通しを見てみると、いずれの年度においても、茶色で示した収入が青色で示した支出を下回っているのがお分かりいただけると思います。それぞれの年度の収入と支出の差引を抜き出して折れ線グラフにしたのが次の表となり、このうち、ひし形で示した茶色の折れ線が各年度の資金収支の状況となっておりますが、29年度から40年度まで、いずれの年度においても、資金収支がマイナス、つまりは資金不足が生じる見込みであるのがお分かりいただけると思います。その資金不足額は、平成29年度に1,300万円ほどであったものが年々増加し、40年度には、2億2,600万円まで拡大する見込みです。また、青色の点線で示した折れ線は、留保される資金の残高になりますが、これについては、平成32年度までは、かろうじてプラスとなっているものの、平成33年度にはマイナスとなり、平成40年度には、累積で11億7,500万円の資金不足が生じる見通しです。

このように非常に厳しい経営状況になることが見込まれたこともあり、当市下水道事業では、本年度より、定期的に使用料見直しの必要性を検証することとしたわけです。

それでは、なぜここまで経営状況が悪化するのか、見通しの初年度である平成29年度と、最終年度である40年度の状況を比較してみようと思います。

はじめに平成29年度についてですが、収支見通しとしては1,300万円程度のマイナスになることが見込まれます。対して、平成40年度の状況を見ると、収入と支出の差引で2億2,600万円もの資金不足が生じる見込みとなっております。なぜここまで資金不足が拡大するのか、収入と支出の中身を見てみますと、まず収入であります。下水道事業は市本体と別の財布で経営を行っており、毎年度、市本体から補助金をもらっておりますが、この額は、平成40年度は29年度に比べて約1億円少なくなる見込みです。しかし、この補助金は、国が示す一定のルールに基づいて計算されることとなっており、そのルールとは、対象となる支出により金額が決まる仕組みであるため、1億円少なくなるということは、支出もその分少なくなっており、これについては、それほど収支のバランスに影響は与えておりません。次に、施設建設等のため

の借金を見てみると、40年度に借り入れる借金の額は、29年度に比べて2.4億円程度少なくなっています。このうち、施設建設や施設更新のための借金に関しては、それが少なくなるということは、建設費や更新費が少ないということですので、収支のバランスに影響は与えないわけですが、この借金の中には、過去に借り入れた借金の元金返済金が過大である場合に、それを賄うために、一定のルールに基づいて借入れることができる借金、いわゆる資本費平準化債などが含まれています。平成40年度の借金の内訳を見ると、施設建設や更新のために借り入れる借金については、29年度と比べて大きな増減は無いのですが、この元金返済金に充てるための資本費平準化債などが、29年度に比べて3億円近く減少しています。この借金が減るということは、元金返済のための財源が無くなるということですので、直接的に収支のバランスに悪影響を与えることとなります。

次に、支出の状況を見てみると、40年度における借金の利息は、29年度から約1.5億円減少し、率にして50%程度になりますが、対して、元金の返済金は、29年度から8,000万円程度しか減少しません。この中身を見てみると、実は、過去の施設建設や更新のために借り入れた借金分の返済金は、29年度に比べて約2.5億円減少しているのですが、逆にさきほどご説明した資本費平準化債など、各年度の元金返済に充てるために借り入れた借金の返済金が、29年度に比べて約1.6億円増加しており、施設建設分の借金返済金の減少効果を打ち消しているような状況にあります。

というように、収入面では、ルール上、これまでのように資本費平準化債を借り入れることが出来なくなっていき、支出面では、過去に借り入れた資本費平準化債の元金返済金が増大することによって、経営が悪化する状況が見て取れます。では、なぜ、このような状況になっているかということですが、当市下水道事業では、経費の増大による資金需要を資本費平準化債などの借入で賄ってきた経緯があり、そうしたやり繰りによって、これまで約20年間、使用料を据え置いてきたわけですが、そうしたやり繰りも限界に来たものと考えております。

次に、こうした経営状況、経営見通しを踏まえて、使用料の改定についてご説明いたします。前回の審議会でご説明した内容と一部重複する部分もありますが、用意した資料を基に、より分かりやすく説明させていただきます。

さきほど、非常に厳しい経営状況となることが見込まれることなどから、本年度から定期的に、使用料見直しの必要性を検証することとしたと申し上げましたが、具体的には、1ページ目でお示したように、4年毎に見直しの必要性を検証していきたいと考えています。1回目の検証は今年、平成28年度になりますので、2回目は4年後の平成32年度、3回目はさらに4年後の平成36年度、4回目はそのさらに4年後の平成40年度というように、以後も4

年毎に検証作業を行っていきます。次に検証する際の対象期間ですが、例えば、平成28年度を例にとれば、平成30年度から33年度を対象に、その4年間は使用料を固定することを前提に、30年度における見直しの必要性を検証することになります。検証後については、使用料の引き上げが必要という結果になったとしても、それで即、使用料の改定ということには当然なりません。市民生活に与える影響やその時点における景気の状態、下水道事業の将来の経営見通しなども総合的に考えて、実際に使用料を引き上げるかどうかを判断することになります。

それでは、本年、平成28年度に行った検証の結果ですが、まず、平成30年度から33年度における使用料改定の必要性についてですが、この4年間に関して見ると、8,500万円程度の資金不足が生じる見通しです。逆に言えば、この4年間に限ってみれば、8,500万円程度の資金不足で留まっているわけですが、さらにその4年後を見ると、34年度から37年度には、4年間の累積で5億1,800万円もの資金不足が生じる見通しです。また、現在の経営見通しは、平成40年度までとなっておりますので、さらに40年度までの状況を見ると、40年度までの累積で11億7,500万円もの資金不足が生じる見通しであり、近い将来、経営に行き詰る可能性が非常に高い状況にあります。もちろん、資金不足が生じるからといって、その不足額を当然に使用料引き上げで賄うということにはならず、例えば、市本体からの補助金を増額してもらうという方法もあるわけですが、ご存じのように、市の本体も決して豊かな財政状況にはありませんので、下水道事業に追加的な補助を行うことは難しい状況にあります。また、これまでも経費節減の取組は行ってきましたし、今後も継続していくわけですが、不足額の規模を考えると、そうした経営努力だけで不足額を賄い切ることは難しい状況にあります。加えて、市民生活への影響を考えても、たとえ今、使用料の引き上げを見送ったとしても、3年後、4年後には引き上げなければならない可能性が高く、また、対策を先延ばしすることによって、その時点における引き上げ率が高くなる可能性があり、その場合、いま引き上げを見送るという判断が、逆に将来の市民生活に大きな影響を与えることになります。

こうしたことを総合的に考えた結果、市としては、今回、使用料の引き上げを行わざるを得ないものと判断しました。

使用料の引き上げを行わざるを得ないとして、実際にどの程度の引き上げを行うのかという検討に移るわけですが、その検討結果をご説明するまえに、使用料が決定される仕組みについて、簡単に説明させていただきます。

使用料の水準を決定する際には、まずは、一定期間にどの程度の経費、支出が必要になるのかということを経算します。それに対して、どの程度の収入が見込まれるかを積算するわけですが、さきほど説明したように、下水道事業で

は、毎年度、市本体から補助金をもらっております。この補助金、足りない分をいくらでももらえるかというところではなく、国が示す一定の基準に基づいて、客観的に金額が計算される仕組みになっておりますので、まずはその補助金の額を計算し、その他の収入の積算も行った上で、補助金やその他収入で賄い切れない部分を使用料で埋めるとというのが、使用料の基本的な考え方になります。本来であれば、将来の施設更新にかかる費用なども見込んで使用料の水準を設定することができれば良いのですが、基本的には今ご説明した仕組みで使用料の水準は設定されます。

では、使用料改定の際にどのような作業が行われるのかということですが、改定の際にも、さきほどの説明と同様、まずは、必要となる経費、支出を積算し、これに対する収入として、市本体からの補助金やその他の収入などを積算するとともに、現在の料金表に基づいて、使用料の収入額を積算します。使用料収入額を積算した上で、それら収入で埋め切れない部分がある場合には、この表で言うと、水色の部分になりますが、これを埋めるために使用料の改定を行うこととなります。

では、今回、どの程度の引き上げが必要か検証した結果ですが、まず、平成30年度から33年度について見ると、この4年間では8,500万円程度の資金不足が生じる見込みですので、平均3.64%の引き上げが必要になります。逆に言うと、この4年間で見れば、3.64%程度の引き上げで足りるわけですが、さらにその4年後を見ると、34年度から37年度までの4年間では、さらに5億1,800万円の資金不足が生じる見込みであり、この資金不足を埋めるためには、現在の水準から見て、平均22.62%の引き上げが必要になります。前回、前々回の改定時の引き上げ率がともに11%程度であったことを考えても、20%を超える引き上げとなると、市民生活に非常に大きな影響を与える可能性があります。このため、市としては、4年後の大きな引き上げを回避するためにも、今回に関しては、平成30年度から37年度の8年間で使用料を算定したいと考えました。

30年度から37年度の8年間で見ると、その間の資金不足は6.03億円になるわけですが、これはあくまでも現時点の経営見通しに基づくものであり、実績が見通しから悪化した場合には、不足額が拡大する可能性もあります。また、災害などにより施設に大規模破損が生じた場合には、これによる追加支出が生じるほか、その間、利用者の皆さんからし尿などを受け入れることができず、使用料収入が激減することも考えられます。そうした不測の事態に備えるためにも、市としては、6.03億円を基本としながらも、一定程度の上積み確保を確保したいと考えました。一定程度の上積みとしてどの程度が適切なのかは難しいところですが、今回に関しては、7億円程度の増収を図るため、15%程度の引き上げを行いたいと考えました。

7億円の増収を図るために、15%程度の引き上げという目安を設定した上で、実際に料金表をどのように改定するかという検討に移るわけですが、前回の審議会から申し上げているように、仮に使用料改定ということになれば、前回の改定から約20年振りということになりますので、引き上げ率を検討する前に、果たして使用料体系、料金表の構造が、現在の社会情勢に照らして、ふさわしいものになっているかということ、まずは検証いたしました。

その際、利用者の皆さんから出されるし尿や生活排水の総量、これの推移を参考にいたしました。し尿や生活排水の総量は、平成24年度まで右肩上がり増加してきましたが、平成25年度を境に減少に転じ、その後2年連続で減少しました。今後も、人口減少の影響などを考えれば、中期的、長期的には、減少していくことが見込まれますので、それを踏まえた使用料体系にする必要があります。また、料金表を見ていただくとわかるように、現在は、超過料金の1^mあたりの単価が、水を使えば使うほど高くなる仕組みとなっており、子どもを1人、2人、3人お持ちの子育て世代にとって、負担が大きくなる仕組みになっています。こうしたことを踏まえ、市としては、今回、使用料改定に際して、使用料体系の一部を変更したいと考えました。具体的には、現在、3つに分かれている超過料金のうち、8^mから20^m、20^mから50^mの料金区分を統合したいと考えています。

以上、新たな使用料体系を前提に、8年間で7億円程度の増収を図ることを念頭に、料金表の引き上げ率を検討した結果、ご覧のように、一般用の基本料金については、現在、8^mまで1,320円を1,520円に、超過料金については、現在、8^mから20^m、20^mから50^mに分かれている料金区分を1つに統合し、195円に、50^mを超える料金区分については、現行180円を205円にそれぞれ引き上げたいと考えています。なお、公衆浴場用については、公衆浴場への経営的影響、ひいては公衆浴場利用者への影響を考え、今回に関しても、改定なしとしたいと考えています。

また、改定時期については、これもあくまで現時点における市の考え方ですが、平成30年1月1日に行いたいと考えています。

そこで気になるのが、実際に利用者に与える影響についてですが、仮にこの案で改定が行われた場合の影響額をまとめたのが、この表です。1カ月の水道使用量15^m、20^m、30^m、それぞれのケースで、1カ月あたりの影響額と1年間の影響額をまとめました。1カ月あたりの影響額を見ると、水道使用量15^mのケースで405円の負担増、改定率にして14.94%、水道使用量20^mのケースで540円の負担増、改定率にして14.88%、水道使用量30^mのケースで756円の負担増、改定率にして13.70%となっています。これを1年間に換算すると、15^mで4,860円、20^mで6,480円、30^mで9,072円となります。

以上のように、市といたしましては、あくまで現時点の考え方になりますが、平成30年1月1日に、平均14.88%（1カ月の水道使用量20m³の一般家庭の改定率）の引き上げを行わせていただきたいと考えているところです。説明については、以上になります。

(事務局)

一部資料の修正等をお願いしたいのですが、「下水道事業の経営状況と今後の経営見通しについて」のうち、資料6ページ「下水道事業の経営見通し④収支の推移」について、スクリーンでお示しした資料では、年度の表示がありましたが、皆様に事前にお配りした資料では、年度の表示が抜けていましたので訂正いたします。また、資料8ページ「下水道事業の経営見通し⑥H40収支見込み」について、スクリーンでお示しした資料では、H40年度の収支見込みを2.26億円と表示しており、これが正しい値となりますが、皆様に事前にお配りした資料では、2.25億円となっておりますので、訂正をお願いいたします。同様に、同ページの支出総額に関しても、スクリーンにお示しした資料では、22.34億円となっておりますが、皆様に事前にお配りした資料では22.33億円となっておりますので、訂正をお願いいたします。以上です。

(会長)

事務局より説明のあった修正点については、委員の皆様、大丈夫でしょうか。それでは、委員の皆様より、事務局より説明いただきました2つの資料について、ご質問等があれば挙手にてお願いします。

(委員)

現在の経営状況について、平成27年度の決算に基づき説明していただきましたが、平成28年度については、どのような状況なのでしょう。年度当初から約10カ月が経過していますが、平成28年度の見込みを教えてください。もう一点、平成28年度の計画を立て実行するにあたり、何か経営努力を行ったのか。例えば、経費節減のためになにがしかの努力を行ったとか、または、収益を増やすために、設備投資を行ったといったことがあれば教えてください。

(会長)

それでは、事務局よりお願いします。

(事務局)

まず、平成28年度の決算見込みについてであります。純利益については、ほぼゼロになるものと見込んでおります。また、収支については、1,300万円ほどのマイナスになるものと見込んでおります。また、2点目のご質問、平成28年度に何か経営努力は行っているのかということについてですが、事務的な部分について、ひとつ申し上げますと、平成28年度に、事務職員数を1名減員しております。これにより、人件費が700万円程度削減となる見

込みです。

(事務局)

また、平成28年度の経営努力に関して、施設管理面で申し上げますと、処理場管理に係る修繕費が、当初見込みから680万円程度減となる見込みであり、これについては、施設の管理を包括的に民間事業者に委託する、いわゆる包括業務委託の効果が表れているものと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

近年、し尿投入施設が新設されたはずですが、これに係る経費などは、この計画に加味されているのでしょうか。

(事務局)

し尿投入施設については、平成23年度より稼働しております。今回お示しした見通しには、これに係る経費を見込むことはもちろん、し尿投入施設の支出に関しては、支出相当額を全額、市本体からいただくこととなっておりますので、その収入も見込んでおります。なお、し尿投入施設の稼働に関する経費については、いま申し上げたように、支出相当額全額を市本体からいただくこととなっておりますので、稼働自体が下水道事業の経営に影響を与えることは無いのですが、し尿投入施設からのし尿を受け入れることにより、汚水処理の面で影響を受ける可能性がありますので、これに関する影響を、市としても精査してきたわけですが、実はこの時期に、汚水に空気を送り込む曝気装置の更新、汚水処理後の汚泥を少なくする設備の導入などを同時に行ったため、それらによる影響が輻輳し、各々の影響額を捉えるのが難しい状況にあります。このため、市では、本年度、外部のコンサルタントに委託し、その影響額などを検証しているところです。

(委員)

関連してお聞きしたいのですが、古いし尿処理施設については、既に完全停止しているものと理解してよろしいのですか。

(会長)

古いし尿処理施設の状況についてですね。それでは、事務局よりお願いします。

(事務局)

そのとおりでございます。

(会長)

その他、ありませんでしょうか。

(委員)

平成30年度から33年度の4年間で見ると、8,500万円程度の資金不

足ということなのですが、この期間の収入総額が90億円以上となっておりますので、割合から言えば3%程度なわけで、これを使用料ではなく、ほかの収入で賄うことができないのか、または全部ではなくても、その何割かでも使用料以外で賄うことができないのかというのが、市民の正直な感想ではないでしょうか。この点について、教えてください。もう一点、先週、市内3カ所で住民説明会が開催されましたが、そこであった質問、意見などについて、コメントしていただければと思います。

(会長)

それでは、事務局よりお願いします。

(事務局)

委員がご指摘されたように、平成30年度から33年度の4年間で考えると、8,500万円の資金不足ということで、使用料を引き上げないとすれば、それ以外の部分で増収を図らなければならないわけですが、「下水道使用料の改定について」の7ページにあるように、使用料以外の収入としては、まず、施設建設などのための借入金があります。しかし、公営企業である下水道事業は、お金が足りないという理由のみで借入を行うことができるかということではなく、自治体と同様、国の示す一定のルールに基づき、借入金の額が決まりますので、お金が足りないから、借入金を増やすということにはなりません。また、国からの補助金についても、これは施設建設や更新にかかる費用にたいして交付されるものですので、これで資金不足を賄うことはできません。ですので、使用料を引き上げない場合の代替財源を考えた場合、現実的な方法となれば、市本体からの補助金を増やしてもらうということになるわけですが、さきほど申し上げたように、市本体からの補助金についても、国が一定の基準を示しており、これに基づいて金額が客観的に算定される仕組みとなっておりますので、資金不足のために追加的に補助をもらうとしたら、その補助金は、行政用語で言うところの基準外繰入金、国の基準から外れた補助金となってしまいます。ただ、国の基準から外れているからといっても、補助すること自体が禁じられているわけではありませんし、実際に、個々の自治体の事情によって、基準から外れた補助を受けている例もあるわけですが、ここで考えなければならないのが、市本体に追加的な補助を行うだけの財政的余裕があるかどうかということです。前回の審議会から説明してきましたように、下水道事業では、本年度、今後12年間の経営見通しを経営戦略という形でまとめたわけですが、実は、市本体でも、本年度、今後の財政見通しを中期財政見通しという形でまとめる作業を進めており、こちらはまだ公表されておられません。その作業と連動して検討した結果、市本体から追加的な補助を受けることは難しいと考えました。加えて、平成30年度から33年度の4年間でみれば、8,500万円ほどの資金不足に留まっているわけですが、さらにその4年後を考えると、

平成34年度から37年度の4年間で、さらに5億円以上の資金不足が生じる見込みであり、こうしたことを考えても、今回、使用料を引き上げざるを得ないと考えたところでございます。

もう一点、住民説明会の結果についてであります。先週の月曜日から水曜日にかけて、市内3カ所で開催いたしました。説明会では、参加者の皆様から様々なご質問をいただきましたが、その一端をご紹介しますと、なぜこんなに資金不足が生じるのか、どうして収入と支出のバランスがこれほど悪くなってしまったのかというご質問を受けましたが。これに関しましては、さきほど委員の皆様にもご説明したように、これまでの20年間については、国の制度に基づき、借金の元金返済金を賄うための借入を行うことで、やり繰りをしてきたわけですが、制度上、こうした借入を行うこともできなくなったほか、支出面而言えば、過去に元金返済のために借り入れた借金の返済金が増え、そうしたやり繰りも限界に来たということをご説明させていただきました。また、20年間、使用料を据え置いてきたわけですが、この間、経営は大丈夫だったのかといった質問もいただきました。これに関しましては、この20年間に市本体からの補助金が大きく増えたことに加えて、さきほどご説明した、国の制度に基づき、借金返済に充てられる借入を最大限行うことにより、何とかやり繰りを行ってきたというような説明をさせていただきました。その他、この先の見込みをご心配される方も多く、いま引き上げれば、この先8年間は引き上げなくてよいということかといったご質問をいただきました。これに関しましては、いまの見通しで行けば、現時点の案で改定を行った場合、この先8年間は引き上げなくてもよい見込みであると説明させていただきました。これら説明会の開催結果につきましては、広報のぼりべつを通じて、市民の皆様にも広くお知らせする予定であり、加えて、市議会に対しても情報提供を行いたいと考えております。

(委員)

実は、私は、市民会館で開催された住民説明会に参加させていただきましたが、参加者は私を入れて14名、その他市議会議員さんが2名いらっしゃいましたが、私としては、せっかくの説明会ですので、どのくらいの方が参加されるか楽しみにしていたのですが、あまり多くの方はお集まりにならなかったようで、非常に残念に感じております。というのも、自分達の生活に大きく関わるテーマですので、決まってしまってから不満を抱くのではなく、こうした機会を捉えて、今の段階から積極的に参加すべだと思っております。審議会においても、当然議論は進めていくわけですが、どのような形で市民と情報共有を図っていくかということも、考えていかなければならないと思います。今回の住民説明会の反省点というわけではないですが、そのようなことも後ほど議論できればと思います。

(会長)

ありがとうございます。その他にありませんでしょうか。無いようですので、引き続き事務局より、「現行水量区分による使用料改定案の検証」について説明願います。

(事務局)

それでは、事務局より、現在の水量区分を維持することを前提に、使用料改定案を検証した結果についてご説明いたします。

現在の市の改定案は、超過料金のうち、 8 m^3 から 20 m^3 、 20 m^3 から 50 m^3 の2つの料金区分を統合する考え方によるものですが、現在の料金区分を維持するとの考え方にに基づき、8年間で7億円程度の増収を確保することを前提に設定した料金表が、資料1ページ青色の線で囲ったものになります。

中身をご説明いたしますと、一般用の基本料金については、現行1,320円を1,520円に、超過料金については、 8 m^3 から 20 m^3 、現行170円を195円に、 20 m^3 から 50 m^3 、現行175円を200円に、 50 m^3 を超える区分、現行180円を205円にそれぞれ引き上げる内容となっております。

次に現在の市の改定案と現行水量区分を前提とした料金試算、両案の影響額を比較したのが次の表になります。1カ月の水道使用量 15 m^3 、 20 m^3 、 30 m^3 、 50 m^3 、 70 m^3 、 100 m^3 、 150 m^3 、それぞれのケースについて、両案の影響額をお示ししております。

このうち、 15 m^3 と 20 m^3 のケースでは、両案とも影響額に変わりはありません。対して、 20 m^3 を超えると影響額に違いが生じ、 30 m^3 では、現行案756円、改定率13.70%に対し、試算810円、改定率14.68%、 50 m^3 では、現行案1,189円、改定率12.79%に対して、試算1,351円、改定率14.53%、 70 m^3 では、現行案1,793円、改定率13.60%に対して、試算1,890円、改定率14.33%というように、いずれのケースでも、現行案の影響額が試算を下回っております。その後、両案の影響額は、 100 m^3 で同数となり、これを超えると、逆に現行案の影響額が試算を上回る結果となります。

このように、現在の市の改定案は、 20 m^3 を超え 99 m^3 までのケースで、試算に比べて影響額が少ない設定となっておりますが、この範囲には、家族を2人、3人、4人お持ちの子育て世帯が含まれるものと考えられ、こうした層の負担感を和らげるものとなっている反面、 100 m^3 を超えるケースでは、現行水量区分を前提とした試算に比べて影響額が大きくなる仕組みとなっております。

説明については、以上になります。

(会長)

ありがとうございます。資料によれば、市の改定案と現行の料金区分による改定案を比べると、市の改定案の方が、家族が多くいる層の負担額が少ないということかと思えます。それでは、「現行水量区分による使用料改定案の検証」

について、ご質問等ありませんでしょうか。

(委員)

登別市の1世帯あたりの平均人数は3人程度だと思いますが、そうした平均的な家庭でどの程度の負担感になるのか。資料では、かなり細かくケースを設定して影響額の比較が示されており、ここまで細かな比較が必要かは別として、大量に水を使う層により多く負担してもらおうということだと思っておりますが、平均的な家庭の影響額はどの程度なのでしょう。

(会長)

それでは、事務局よりお願いします。

(事務局)

委員より、1世帯あたりの平均人数は3人程度とのお話をいただきましたが、現在、登別市における1人あたりの汚水排除量は7^m3～8^m3の間、7^m3の前半となっておりますので、1世帯あたりの平均人数を3人程度と考えますと、1カ月20^m3程度、20^m3～30^m3が一般的なケースかと思えます。

(委員)

ということは、改定案の検討にあたっては、1カ月20^m3～30^m3の利用層に配慮したということによろしいですか。

(会長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

委員ご指摘のように、そうした層を含め、家族を多くお持ちの子育て世帯の負担軽減も考えて、1カ月20^m3以上の層に配慮した設定といたしました。

(会長)

他に何かありませんでしょうか。

(委員)

前回の審議会において、基本水量が8^m3ということで、1カ月8^m3までに収まっている利用世帯がどの程度あるのかお聞きし、今回は数字の準備が無いということだったのですが、この点については、どうでしょうか。

(会長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

請求件数に占める、1カ月の使用水量が8^m3に収まっている世帯の割合をご紹介しますと、過去5年間の平均で3割程度、平成27年度で見ると、32%程度となっております。ちなみに、平成23年度の数値をご紹介しますと、29%程度となっておりますので、上昇傾向で推移しているものと考えられますが、いずれにしても3割程度と考えていただければと思います。

(委員)

人口が減少していくことを考えると、1世帯あたりの平均人数も少なくなっていくものと思われ、となれば、1カ月の使用水量も少なくなっていくものと考えられますが、過去5年間で見ると、3割程度ということですね。現在、登別市の世帯数は2万台前半だと思いますので、その3割が1カ月8 m³の範囲に収まっているということですか。

(事務局)

いまご紹介したのは、請求件数に占める割合となっております。

(事務局)

下水道の利用者には、企業等もいらっしゃいますので、請求件数に占める割合は、必ずしも世帯に対する割合とイコールではありません。

(会長)

その他に何かありませんでしょうか。無いようですので、引き続き事務局より、汚水処理原価の他市町村比較の結果、支出削減策として汚水処理原価の低減についてまとめた「汚水処理原価の状況及び汚水処理原価の低減について」、説明願います。

(事務局)

それでは、事務局より、汚水処理原価の状況と、経営健全化策として、汚水処理原価低減に向けた取組についてご説明いたします。

まず、汚水処理原価とはどのようなものかということですが、汚水処理原価とは、汚水1 m³の処理にかかった経費を表すものであり、一般的には、汚水処理の効率性を測るのに用いられる値です。では、どのように算出するかと申しますと、その年度の汚水処理にかかった経費の総額を、その年に処理した汚水、利用者の皆さんから排出されたし尿や生活排水の総量で割り返すことによって算出します。では、汚水の処理にかかった経費とは、どのようなものかということですが、汚水処理にかかった経費は、大きく、施設の維持管理にかかった費用、いわゆる維持管理経費と、施設の減価償却費や施設建設のために借り入れた借金の利息、いわゆる資本費に分けられます。

平成26年度の当市の状況で言えば、維持管理経費4億962万3,000円と、資本費2億1,444万9,000円を足した、6億2,407万2,000円を、処理した汚水の総量317万5,988 m³で割り返した、196.5円となります。このうち、維持管理費分の汚水処理原価は、維持管理経費4億962万3,000円を汚水総量で割り返した128.97円、資本費分の汚水処理原価は、資本費2億1,444万9,000円を汚水総量で割り返した67.53円となります。

それでは、当市下水道事業の汚水処理原価が、全道的に見てどの程度の水準にあるかと申しますと、汚水処理原価総体で見ると、当市と同様、企業会計方式で経理を行っている20市中、低い方から数えて18番目となっております、高

い状況にあることがわかります。

このうち、維持管理費分のみで比較すると、汚水処理原価全体の比較から順位を下げ、全道20市中19位となり、非常に高い状況にあるのに対し、資本費分で比較すると、逆に順位を上げ、全道20市中10位となります。

続いて、汚水処理原価低減に向けた取組についてですが、ご説明したように、当市の汚水処理原価は、全道的に見ても非常に高い状況にありますので、今後、経営健全化策として、汚水処理原価の低減に取り組んでいきたいと考えております。その中身を見てみると、さきほどご説明したように、資本費分の原価は、全道20市中、中ほどに位置しているのに対し、維持管理費分は、20市中19位と非常に高い状況にあることから、原価低減に向けては、維持管理費の圧縮に努める必要があるものと考えています。

これまでも、当市下水道事業では、維持管理経費を圧縮するための取組を進めてきました。第一に、汚水を処理する際には微生物で水をきれいにするわけですが、この微生物を活性化するために空気を送り込む装置を曝気装置と言い、この装置を更新する際に、より効率性の高いものに替えるという取組を進めて来ました。また、汚水の処理後には汚泥が発生し、この汚泥を処理するためにさらに費用が生じるわけですが、汚泥発生量を少なくし、汚泥処理費を減額するという取組も併せて進めて来ました。

現在、市では、外部のコンサルタントに委託し、維持管理費増嵩の原因分析はもちろん、これまでの取組による効果額を分析しているところであり、近々にもその結果が明らかとなることから、今後は、その調査結果を踏まえて、平成29年度中にも、曝気装置更新の方向性や汚泥を少なくするための設備の効果を増幅するための取組などを検討し、早ければ平成30年度にも、具体的な取組に着手したいと考えています。

ちなみに、あくまでも理論計算した数値になりますが、仮に汚水処理原価を5%または3%圧縮できた場合、5%圧縮時で2,000万円程度、3%圧縮時で1,200万円程度の経費節減効果が期待できます。

説明については、以上になります。

(会長)

ありがとうございます。「汚水処理原価の状況及び汚水処理原価の低減について」、ご質問等ありませんでしょうか。

専門的な話になってしまいますので、少し理解するのに時間がかかってしまうかもしれませんが、仕事柄、他市町村の状況を見ることも多いのですが、率直に言って、やはり少し高めだと思います。資料では、資本費分と維持管理費分に分けて分析を行っておりますが、資本費分については、過去に借り入れた借金、建設した施設に伴うものであり、圧縮しようがありませんので、維持管理費分をどう圧縮していくかということになります。登別市では、過去にも取

組を進めてきたということですが、現時点では、その効果が明らかとなっていないということで、議論が難しいところもありますが、私としては、引き続き、維持管理費の低減に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

(委員)

一点、質問してもよろしいですか。登別市の汚水の特徴などはあるのでしょうか。維持管理費が非常に高いということだったのですが、受け入れている汚水に特徴的な部分があって、それを処理しなければならないので、高くなっているということはないのですか。

(会長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

汚水の性質としては、大きな工場もありませんので、他の自治体と大きく変わるところは無いものと考えております。ただ、汚水の処理方法については、当市では、オキシレーションディッチ法という少し特殊な手法を採っております。他の自治体で最も一般的なものは、標準活性化汚泥法という手法ですので、汚水処理方法の面で少し特殊性があるものと考えております。

(委員)

今回比較した20市の中で、オキシレーションディッチ法を採っている自治体はありますか。

(事務局)

稚内市がオキシレーションディッチ法を採用しておりますが、稚内市についても、汚水処理原価が少し高めとなっております。

(委員)

温泉水は入ってないのですか。

(事務局)

温泉水は入っておりません。

(委員)

水質が、他の自治体に比べて良いということでもないですか。

(会長)

処理後の水質ですか。

(委員)

処理前後の水質についてです。

(事務局)

処理前の水質については、具体的な数字の準備はありませんが、大きな工場などがなく、大量排出者が存在しないため、全体の水質として見た時には、他自治体と比べると、あまり良くないものと考えています。また、処理後の水質については、基準に基づき処理しておりますので、他自治体と大きくは変わら

ないと考えています。

(事務局)

過去の話をご紹介すると、他自治体よりも、事業所系の接続が少ないのではないかとの指摘を受けたことがあります。そのことにより、濁度やBODの値が、他自治体に比べて、少し悪いのではないかというお話を受けたことがあります。その分、薬品や電気代などが、高くなっている可能性はあります。これに関しても、現在、検証を行っているところですので、分析には、もう少々時間を要するのかなと考えております。

(会長)

他に何かありませんでしょうか。

(委員)

汚水処理の原価が高めということなのですが、浄化センターは、365日稼働ということで、非常に多くの電気代がかかるものと思いますが、例えば、太陽光発電を行い、自家消費するというのを検討したことはありますか。売電のための太陽光発電所は、お隣の白老町にたくさんありますし、登別市でも、日本工学院北海道専門学校の前に、大規模なものがあります。また、自家消費ということ言えば、マリンパークなどでも、屋根に太陽光パネルを設置しております。自家消費により、維持管理経費の低減に繋がる可能性もあると思うのですが、この点については、どうなのでしょう。

(会長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

まず、維持管理費に占める電気代の割合について説明しますが、維持管理費の内訳を見ますと、管渠の管理に関するものが2割で、処理場の管理に関するものが8割となっており、さらに処理場に関するもののうち3割が電気代となっておりますので、非常に大きな割合を占めております。市としては、これまでも、維持管理費の多くを占める電気代を削減するため、さきほどもご説明したように、曝気装置の更新に際して、より効率性の高いものに替える取組を行ってきました。この効果額についてですが、汚水を貯める3つの池の曝気装置のうち、現時点で完了しているのは1池分となっており、現在2池目の更新を進めているところです。更新工事には、1池で2年を要するのですが、更新工事が続いている間は、他の池の曝気装置に負荷がかかり、電気代が高く出ることに加え、さきほどもご説明したように、装置更新の時期に、し尿投入施設が稼働開始したほか、汚泥を少なくするための設備も導入しているため、これらの影響が輻輳し、効果額を捉えにくくなっております。このため、現在、外部のコンサルタントに委託し、その影響額、効果額を精査しているところです。

ご指摘の太陽光発電の導入についてですが、自家消費ということ言えば、決して不可能なことではありませんが、当然、設備投資額と効果額の比較が必要になりますので、そうした費用対効果も含め、検討してみたいと思います。

(委員)

余談ですが、太陽光発電設備は、子ども達の環境学習の教材にもなりますので、もちろん費用対効果を精査することが必要ですが、検討していただければと思います。

もう一点、制御系の話で、電力の電圧については、一般家庭では100Vですが、最近、電圧を400Vにすることで効率性が上がるという話を聞いたので、実際に効果があるかどうかは別にしても、こういったことも検討してみてもどうかと思います。

(委員)

確認なのですが、登別市は合流式でしたか。

(会長)

登別市は分流式ですね。

(委員)

ということは、雨水は入って来ないということですね。

(会長)

雨水は入ってこない仕組みですね。

(会長)

他に何かありませんでしょうか。

(委員)

維持管理費分の汚水処理原価は、道内20市と比較すると、20市中19位ということなのですが、滝川市や札幌市と比べると、登別市の値は3倍以上になっているのですが、この原因はどこにあるのですか。前回の審議会でも聞いたかもしれませんが、何かわかりましたでしょうか。

(会長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

維持管理費分の汚水処理原価で上位に位置する団体には、人口の多い都市が多くなっております。また、滝川市の場合にも、単独で下水道事業を行うのではなく、周辺の自治体が集まって、合同で下水道処理を行っております。下水道事業の場合、どうしてもスケールメリットが働きますので、人口の多い自治体ほど、維持管理費が低くなるという傾向があります。次に、維持管理費の中身の分析についてですが、毎年度、決算が終わった段階で、決算に関する統計的な数値を出して、これを国に報告することになっておりまして、この統計資料を使って、経営比較、経営分析を行うのが一般的なのですが、現在、処理場の

管理をまとめて民間事業者に委託し、電気代や薬品費も委託料に含んで事業者
に支払う自治体が多くなっておりまして、実は、登別市もそうなのですが、そ
うした自治体の場合には、電気代や薬品費が、さきほど申し上げた統計的資料
で一覽的に捉えられないため、一目で経営比較を行うのは難しい状況にありま
す。そこで、先ほどより、外部コンサルタントに委託し、維持管理費増嵩の原
因分析を行っていると言明してきましたが、その結果も含めて、当市と同規模
の自治体、稚内市や音更町などに直接聞き取りを行い、当市の維持管理費が高
くなっている原因を分析してみたいと考えております。よって、現段階では、
維持管理費の他市町村比較、その中身の分析については、半ばの状況にあると
ご理解いただければと思います。

(委員)

もう一点、さきほど汚水の処理に薬品を使うということだったのですが、先
日、テレビで、納豆菌で水がきれいになるというのを聞き齧ったのですが、例
えば、より効果の高い菌を使用するといった工夫はされているのでしょうか。

(委員)

専門家として、少しご説明いたしますと、薬品という話がでましたが、水を
きれいにする自体はすべて菌で行います。菌も人間と同じように、酸素が
無いと死んでしまいますので、そのために空気を送り込むわけですが、中には、
食べ物から酸素を取り込む種類もありまして、それら様々な種類の菌で水をき
れいにします。ただ、2回、3回と活動するうちに、菌が弱くなって漂ってし
まいますので、これを沈めて処理する段階で薬品を使うということになります。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。その他質問などありませんでしょうか。

(会長)

無いようですので、引き続き事務局より、使用料収納率の他市町村比較の結
果をまとめた「使用料収納率の状況」について、説明願います。

(事務局)

それでは、事務局より、使用料の収納率の状況について、説明します。

詳しい説明の前に、下水道使用料の収納の仕組みについて補足的にご説明し
ますと、当市を含め、下水道事業では、使用料の収納を水道事業にお願いして
いるケースが殆どであり、このため、年度末の3月に請求書を送る分について
は、納期自体は3月末であるものの、一度水道事業の財布に入った後に、下水
道事業に払い込まれるため、下水道事業に収納されるのは1カ月遅れの4月と
なってしまう、年度単位で収納率を見ると、3月1カ月分だけ収納率が低く出
てしまいます。このため、収納率の高低を測るためには、納期までに納入され

ている分を加味して収納率を仮定する必要がある、今回、お示ししたのも、そうした考え方で調整を行った数値となっております。

まず、平成25年度から27年度の収納率の推移を見てみると、過去3年間、いずれも97%台後半で推移しており、当然、収納率上昇のために不断の努力を行わなければなりません、決して低くは無いものと分析しております。

次に、収納率の他市町村比較についてですが、現行、使用料収納率に関する統計的資料は無い状況でしたので、今回、資料の作成にあたり、胆振管内の3市、当市と同規模の下水道事業を運営する市町、道内主要都市として札幌市に直接聞き取りを行いました。当市を含む、これら7市町と比較すると、7市町中、ちょうど真ん中に位置しており、他市町村比較からも、現状、低い状況には無いことがわかります。

ただ、さきほども申し上げたように、収納率上昇のために不断の努力を行わなければならないのは当然であり、その方策を考える上でも、まずは収納方法についてまとめてみました。窓口払い以外の支払方法で代表的なものとしては、口座振替があります。企業会計方式導入20市では、全市で口座振替を導入済みであり、当市では、収納件数の73.9%を占めています。また、コンビニ収納を導入しているのは、道内20市中16市で、当市では、収納件数の17.9%を占めています。また、クレジット収納を導入しているのは、道内で見れば、札幌市と旭川市の2市となっております。

次に収納体制の先進事例ですが、地方自治法においては、公金の収納を民間委託することが認められており、道内では、網走市と根室市において、平成28年4月1日より、使用料収納の民間委託を行っております。いずれも、水道料金も含めることはもちろん、料金、使用料収納だけではなく、水道の開閉栓やメーター検針なども一括して委託しており、このうち網走市については、未納者の納入相談や督促なども含めたものとなっております、収納率にこういった影響を与えるのか興味があるところですが、平成28年4月1日からの委託開始であるため、収納率という意味では、まだ効果が明らかとなっていない状況にあります。

説明については、以上となります。

(会長)

ありがとうございます。「使用料収納率の状況」について、ご質問等ありませんでしょうか。

(委員)

収納率は97%~98%ですので、よく努力しているのではないかと思います、この2%~3%を上げるために何か特別な取組をするのか、または致し方ない部分なのか、どうなのでしょう。

(会長)

この2%～3%の方がどのような方たちなのかということが分かれば、対策ということも考えられるのかもしれませんが、いずれにしても、現時点で97%～98%の収納率となっているわけですが、事務局としては、この数字をどのように捉えているのでしょうか。

(事務局)

ご指摘のように、現時点で、その年に請求書を送った分の約98%はその年のうちに納めていただいているということで、収納率を上げるために不断の取組を行わなければならないのはもちろんなのですが、残る2%分を埋めるために、特別な取組を行うことの費用対効果については、十分に検討しなければならないと考えております。ただ、その年に請求書を送って納めていただけなかった2%分は積み重なっていきますので、この積み重なっていく分、行政用語で言うと、滞納繰越分と呼ばれるものですが、これに対してどのように対応していくかということは考えなければならないと思います。現状では、水道事業に使用料の収納をお願いしております、下水道使用料の滞納者は、水道料金についても滞納しているケースが多くなっておりますので、こうした方達に対しては、給水停止を行うほか、停止時の納入相談などで、納期を分けて払うという、いわゆる分納誓約の取り決めを行い、お支払いいただくといった取組を行っております。加えて、下水道使用料については、法律上は、預金の差押えなどといった強制徴収を行うことが可能ですので、例えば、市税などのように、強制徴収ができないかといったことについても、来年度以降、検討してみたいと考えているところです。

(会長)

ありがとうございます。その他、質問などありませんでしょうか。無いようですので、引き続き事務局より、他の収益獲得策に関する他市町村事例をまとめた「収入確保策に関する他市町村事例」について、説明願います。

(事務局)

それでは、事務局より、下水道本業以外による収入確保の事例をまとめた資料について説明いたします。

まず、資料1 ページ目、汚水処理時に発生する汚泥を堆肥化する取組を行っている団体についてですが、道内で9団体となっております。

また、資料2 ページ目、汚水処理時に発生する消化ガスにより発電を行っている団体は、道内で10団体ありましたが、このうち室蘭市以外は、発電した電力を自ら利用している例です。対して、室蘭市の事例は、民間事業者が発生したガスを売却し、これにより事業者が発電、売電を行うという画期的な事例となっております。

詳しくその内容を説明しますと、室蘭市では、処理場で発生する消化ガスにより発電、売電を行う事業者を公募し、平成26年度に、月島機械株式会社と

協定を締結しました。この締結内容についてですが、室蘭市が月島機械に処理場内の土地を賃借し、月島機械がここに自己資金で発電設備を設置した上で、室蘭市から消化ガスを買取り、これにより発電を行い、売電するというものです。発電設備は、平成28年6月に稼働を開始しておりますが、事業期間は20年、年間の発電量42万キロワット、室蘭市から月島機械へのガス売却価格は1㎡あたり3円、これらガス売却などによる室蘭市の収入は、処理場内の土地賃借料も含め、20年間で2,400万円となっております。1年間で換算すると120万円と決して多くはありませんが、室蘭市としての設備投資が無いことを考えれば、画期的な取組であることは間違いありません。ただ、室蘭市では、汚水処理方法として標準活性化汚泥法を採用しており、汚水処理時に消化ガスが発生するのに対して、当市で採用するオキシデーションディッチ法では消化ガスが発生しないため、当市で同様の取組を行うことは困難な状況にあります。

説明については、以上となります。

(会長)

ありがとうございます。「収入確保策に関する他市町村事例」について、ご質問等ありませんでしょうか。

(委員)

さきほども質問しましたが、太陽光発電を取り入れている団体はあるのでしょうか。

(事務局)

さきほどご説明した資料を作成する際に用いた統計資料によれば、一団体となっております。

(事務局)

一団体というのは、道内で一団体ということです。道外の事例では、大規模な処理場などで、汚水を貯める池の上に太陽光パネルを設置している例などもあります。

(委員)

ガス発電については、登別市の場合、難しいということなのですが、汚泥の堆肥化は可能ということでしょうか。

(会長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

汚泥を堆肥化することは可能ですが、現時点で、堆肥化するための設備を有しておりません。ちなみに、幸町にあるごみ処理場、クリンクルセンターでは、堆肥化を行っております。

(委員)

初歩的な質問なのですが、現在、発生した汚泥はどうしているのですか。

(事務局)

クリンクルセンターなどで廃棄処理を行っています。

(委員)

ということは、設備があれば、堆肥にすることが可能なのに、現在は、お金をかけて処理しているということですか。

(事務局)

現状としてはその通りなのですが、堆肥化については、費用対効果の面で慎重な検討が必要と考えております。

(事務局)

加えて、現在、下水道では年間3,000tの汚泥が発生しておりますが、クリンクルセンターで堆肥化を行っている生ごみは、年間40tということで、汚泥の規模を考えても、堆肥化ですべて対応するのは難しいものと考えております。

(会長)

その他、質問などはありませんでしょうか。無いようですので、全項目を通じましてご質問等ありませんでしょうか。

無いようですので、会議次第4の諮問事項に関する審議に移ります。

4. 諮問事項に関する審議

(会長)

審議会としては、第一に下水道使用料改定の是非について、また、これを容認する場合には、第二にその改定内容について調査審議を求められておりますので、はじめに改定自体の正否について審議を行いたいと思います。

使用料改定自体の正否について審議を行うにあたっては、先ほど事務局より説明のあった「下水道事業の経営状況と今後の経営見通しについて」、「下水道使用料の改定について」の内容をどう考えるかが重要になると思います。

事務局からは、今後の経営見通しが非常に厳しい状況にあるので、経営健全化を進めはするものの、使用料改定を行わざるを得ないとの説明があったのですが、この点についていかがでしょうか。

(会長)

数値を見ていきますと、私自身としては、一般会計における負担、将来世代への影響などを考えても、引き上げ率は別として、一定程度の引き上げは致し方ないものと考えますが、いかがでしょうか。

(委員)

いま行わなければ、4年後に20%以上の引き上げということになりますし、過去20年間、使用料を据え置いてきたという経緯もありますので、15%程度の引き上げは致し方ないのではないかと思います。また、実際の改定案についても、子育て世帯などへの配慮がなされていますので、私自身としては、現在の市の案で良いのではないかと考えます。

(会長)

その他、ご意見などはありませんでしょうか。それでは、改定自体については、致し方ないものと考えてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

それでは、使用料改定を容認するとして、その改定内容についてですが、さきほど委員からもご意見をいただきましたが、市としては、4年間で使用料を算定するという基本的考え方を持ちつつも、4年間でやっていくと、2回目、平成34年度に20%以上の急激な引き上げになってしまうということで、今回に関しては、8年間で使用料を算定したいということなのですが、この点については、この考え方でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

それでは、8年間で使用料の算定を行うこととし、8年間で7億円程度の増収を図るとして、実際の改定案についてですが、まずは使用料体系の変更、超過料金の水量区分の一部を統合することの正否について、いかがでしょうか。市の考えどおり、統合するのが良いのか、または、現在の水量区分を維持するのがよいのか、あるいは別の方法があるのか、どうでしょうか。

(委員)

通常であれば、現行の水量区分を基本に改定ということになるわけですから、市民に説明する際には、市の改定案と現行の水量区分を維持した場合の案をともに示した上で、水量区分を統合することによって、どのようなメリットがあるのかということを知りやすく伝えて欲しいと思います。現在の市の改定案は、平均的な水道使用量の利用者から、お子さんをお持ちの世帯までを含めて、影響が小さくなるように検討されたものですので、その点をよく理解してもらうように伝えることを念頭に、現在の市の改定案で良いと思います。

(会長)

他にご意見などありますでしょうか。それでは、水量区分を統合することの

意味合いを市民の皆様によく理解してもらえよう努めることを念頭に、市の案を良しとすることにいたします。

それでは、使用料体系については、一部水量区分の統合を容認するとして、実際の改定率については、いかがでしょうか。

(委員)

改定率の設定方法については、市の改定案のように8年間の平均で見る方法の他に、段階的に引き上げていく方法もあろうかと思いますが、いま低い改定率を設定しても、3年後、4年後に引き上げなければならないことが確実だとすれば、8年間の平均で見る、現在の改定案が良いのではないかと思います。ただ、これまでは、様々な事情があったとしても、定期的に使用料改定の必要性を検証することをやってこなかったわけで、これについては、やはりきっちりやるべきだったと思います。4年毎に使用料を検証するということですので、これをきっちりやっていただくとして、今回については、現在の市の改定案どおり、8年間の平均で見た引き上げ率が良いのではないかと思います。

(会長)

20年間の長きにわたって据え置いてきたというのが、今回の15%という改定率に繋がっている部分は間違いなくあると思います。使用料引き上げを行わなかった間の財源については、借金で賄ってきたという部分がありますので、今回のタイミングで、大げさに言えば、経営の姿勢、考え方を切り替えていただかなければならないと思います。

それでは、改定率についても、市の考え方でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

次に、改定時期についてですが、市としては、平成30年1月1日からの改定を考えているということですが、この点については、いかがでしょうか。

(委員)

経営状況は非常に厳しいですし、危機的な状況が目の前に迫っている状態ですので、市の考え方どおり、間髪入れずにやるべきだと思いますが。

(会長)

他に何か意見はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

(会長)

それでは、改定時期についても、市の考え方どおりで進めていきたいと思い

ます。これで、審議会としての意見が一通りまとまったものと思います。その他、委員の皆様から、意見などありますでしょうか。

(なしの声あり)

(会長)

無いようですので、会議次第5の答申案の審議に移りたいと思います。

5. 答申案に関する審議

(会長)

答申案についてですが、さきほど審議したとおり、第一に、今後の経営見通しを考えれば、審議会としても、使用料改定は行わざるを得ないとの方向で答申案をまとめることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

続いて、実際の改定案についてですが、4年後の再引き上げの可能性を考え、平成30年度～37年度の8年間を対象期間に、約7億円の収入確保を目途とする必要性を鑑み、改定後の料金表については、水量区分の一部統合、改定率も含め、市の考え方を妥当とする方向で答申案をまとめることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

続いて、改定時期についてですが、平成30年1月1日を妥当とする方向で答申案をまとめることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

その他、答申に加えるべき意見などについて、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

(委員)

汚水処理原価が高い状況にあるということで、これが喫緊の課題であるわけですから、使用料の引き上げ、また、引き上げの判断の基礎となった計画はそれでいいとしても、少しでも低いコストで運営できるよう、経費削減の意識を持つこと、また、そのための努力を続けることは必要になると思います。その点を意見として加えるべきではないでしょうか。

(会長)

現在も経費削減の意識は持っていていただいていると思いますが、下水道事業の継続を考えても、これは非常に重要になりますので、コスト削減の意識を強く持っていていただき、積極的に取組を進めてもらえるよう、答申案に盛り込みたいと思います。

その他、答申に加えるべき意見などについて、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

さきほど少し話にでましたが、市民の皆様に、下水道事業を知っていただく、また、意識していただく努力を行うよう求める内容を盛り込んで良いのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(委員)

確かに、上水道と言えばイメージできるのですが、下水道という、何をやっているのか見えないという面はありますので、市民に下水道事業を知っていただく取組は必要かもしれません。先日、開催された住民説明会でも、下水道使用料がどのように計算されているのか分からない、水道使用量で計算されていること自体を知らないという方がいらっしゃいました。

(会長)

その他、意見などありませんでしょうか。それでは、以上の考え方にに基づき、次回の第3回審議会までに、事務局で答申案を作成してもらいますが、その他の意見として、1つ目に、経費削減の努力を続けるようにということ、2つ目に、下水道事業について市民の理解を得られるよう取組んでいただくということを含めて、答申案をまとめていきたいと思います。

6. その他

(会長)

続いて、会議次第6のその他に移ります。はじめに、今後の審議予定ですが、私としては、次回第3回審議会において、答申をまとめたいと考えております。そこで、次回第3回審議会の日程についてであります。私からの提案としては、平成29年2月22日に開催してはどうかと考えておりますがいかがでしょうか。

(委員)

欠席になってしまうかもしれませんが・・・

(事務局)

事務局といたしましては、是非皆様にご参加いただきたいのですが、2月下旬になると、市議会の日程が入ってくるということもございまして、事務局である市の内部事情ではありますが、22日に設定させていただきたいと考えております。

(委員)

時間は2時ですか。

(事務局)

今のところはそのように考えております。

(会長)

それでは、一応、2月22日を第一案として、仮決定ではありますが、平成29年2月22日、午後2時ということで調整させていただきたいと思います。開催案内、当日審議する答申案については、開催1週間前を目途に、事務局より送付いたします。

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(なしの声あり)

(会長)

事務局より連絡事項等がありますでしょうか。

(事務局)

事務局より、委員の皆様にご確認したい事項がございます。審議会の議事録については、第1回分を事前に委員の皆様にお配りしたところであり、今後同様の取扱いで行って参りますが、併せて、委員個人名は削除した形で、市の公式ホームページに掲載させていただいてもよろしいでしょうか。さきほど、下水道事業に対する理解を得られるようとお話がありましたが、そうした点も含めて、議事録の掲載を行いたいと思いますので、委員の皆様にご承諾をいただければと思います。

(会長)

事務局より、議事録の公開について確認がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、登別市の公式ホームページに議事録を公開することにいたします。

7. 閉会

(会長)

それでは、本日予定していた事項がすべて終了いたしましたので、これを以って、第2回審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

終了 午後4時00分